

防衛計画の大綱に向けた提言(概要)

2013年5月14日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. わが国を取り巻く安全保障環境

- 北朝鮮によるミサイル発射や核実験、中国は海洋進出を活発化、米国はアジア太平洋地域を重視
- 自衛隊の国内外での活躍の場の広がり国民の認識の向上
- 政権交代を受け、政府は本年末に「防衛計画の大綱」の策定を決定

2. 防衛生産・技術基盤の意義

- ①高度な技術力による抑止力と自律性の確保、②迅速な調達・運用支援と装備品の能力向上、
- ③国土・国情にあった装備品の開発・生産、④技術・経済波及効果、⑤国際共同開発・生産における有利な分担の獲得、輸入やライセンス生産におけるバーゲニングパワーの確保

3. 防衛産業の現状

- 防衛予算の減少に対して、欧米では防衛産業の再編と積極的な海外展開、装備品の国際共同開発・生産を推進
- 日本では、民生部門の活用などで基盤維持を図るが、一部の企業は事業縮小や撤退、欧米のような企業再編は進んでいない → わが国の実情に即した基盤維持の方策が必要

4. 防衛産業政策のあり方

(1)防衛生産・技術基盤戦略の策定

- 国内に維持すべき重要分野の明確化と財政的な裏付けの確保
- 技術力強化のため研究開発費の増額と基礎的技術研究の拡充
- 装備品の民間転用の推進

(2)国際共同開発・生産の推進

①武器輸出三原則等の個別例外化等

- 2011年12月に国際共同開発・生産に関する包括的な例外化、本年3月に戦闘機F-35の例外化
- 米国に加え、今後は欧州諸国等(イギリス、イタリア、フランス、ドイツ、スウェーデン、EU、NATO)との連携を期待

②武器輸出三原則等のあり方

- A. 政府間共同開発・生産、B. 産業レベル共同研究、C. 外国政府プログラム参画による共同開発・生産、D. ライセンス供与国への部品供給、の4分類に即した国際共同開発・生産の定義の明確化
- 政府間の覚書の締結により、目的外使用や第三国移転に関する適切な管理体制の整備
- 国際共同開発・生産に関する方針(分野・品目・技術等)の策定

(3)取得・調達政策の改善

- 官民の公平なリスク負担に基づく契約制度の構築
- 長期契約等の活用による安定的な官民のパートナーシップ、事業の安定的継続とWIN-WINの関係

5. 宇宙開発利用およびサイバー攻撃対処の推進

- 防衛における宇宙開発利用の推進、サイバー攻撃への対処

6. 防衛計画の大綱への期待

- 防衛計画の大綱で防衛産業の意義を明確化、防衛生産・技術基盤戦略の基本方針を策定
- その上で、重要分野の維持・強化、国際共同開発・生産推進、契約面での公平なリスク負担を実現、グローバル化に向けた各種環境整備、将来展望の明確化
- これを受け、産業界も研究開発やコストダウン、産業組織の変革・再編も検討して国際競争力強化